

平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した広島都市学園大学学生に対する
授業料の減免（全額免除）について

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。
さて、本学では、災害救助法が適用された地域に居住し被災された方に対して、被災状
況により、本学制定の「授業料減免規程」の対象者等を拡大して下記のとおり授業料の減
免を行います。 つきましては、減免申請を希望される方は、相談してください。

記

1. 対象者 本学の正規学生で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 主たる家計支持者（学資負担者）が「災害救助法適用地域」に在住し、被災した場合
 - (2) 主たる家計支持者（学資負担者）が「災害救助法適用地域」に単身赴任又は出張等で、被災した場合
注）主たる家計支持者（学資負担者）とは、大学に届け出ている保証人またはこれに代わる者としてします。
2. 対象となる被災内容 被災により次のいずれかに該当する場合
 - (1) 主たる家計支持者（学資負担者）が死亡もしくは行方不明である場合
 - (2) 主たる家計支持者（学資負担者）が 6 ヶ月以上の長期療養予定もしくは重度の障害を負っている場合
 - (3) 主たる家計支持者（学資負担者）が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合
 - (4) 主たる家計支持者（学資負担者）が失業するなどして著しい家計急変があり、授業料納入が困難である場合
3. 減免の内容
 - (1) 授業料 2018 年度後期分及び 2019 年度前期分について、全額免除する。
4. 申請書類
 - (1) 平成 30 年 7 月豪雨被災授業料減免申請書（所定用紙）
 - (2) 主たる家計支持者（学資負担者）の収入に関する書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書等の写し）
 - (3) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記 2 の(1)に該当する方）
 - (4) 医師の診断書（写し）（上記 2 の(2)に該当する方）
 - (5) 被災証明書（写し）（上記 2 の(3)に該当する方）
 - (6) 上記 2 の(4)に該当する場合は、学生課まで必ずお問い合わせください。
5. 提出期限（原則として） 2018 年 9 月 28 日（金）
一部そろわない書類があるときは期限までに必ずご相談ください。
6. その他
 - (1) 次の場合は、減免された金額について、減免を取り消し全額納付することになります。
 - ① 在学中に学則に定める処分を受けたとき
 - ② 申請書類に虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願をして減免を受けたことが判明したとき
7. 相談先・申請書類送付先
広島都市学園大学各キャンパス学生課